

## 第2節 指導者の養成

### 1 青少年育成指導者

【県民安全課】

次代を担う青少年を、健やかでたくましく、心豊かな社会人として育成することは、県民全ての願いであり、それを実現させるには、県民一人ひとりの深い理解と関心のもとに、家庭・学校・地域社会・行政が一体となって推進していくことが必要である。

特に、地域に根ざした運動の展開は不可欠であることから、次に掲げるような青少年育成指導者を設置し、運動の核となってもらい各種施策の推進を図っている。

#### (1) 青少年育成推進指導員

青少年育成推進指導員は、青少年育成にかかる国、県および市町村民運動の一般県民への浸透を図るため昭和42年から設けられ、福井県青少年総合対策本部長（知事）および（公財）青少年育成福井県民会議会長が委嘱している。

主な活動内容は、

- ① 青少年育成地域活動の推進
- ② 青少年団体の指導・育成
- ③ 青少年育成県民・市町民運動の推進
- ④ 青少年相談と愛護活動
- ⑤ 青少年を取り巻く環境の浄化と施設への協力活動

である。

当初は、福井市2名、その他の市町村各1名の計36名の委嘱であったが、平成15年度に策定された「福井県青少年育成アクションプラン」を踏まえて制度の充実を行い、平成16年度から原則中学校区毎に1名ずつの80名を委嘱することになった。平成26年度からは更なる活性化を図るため、中学校区に限らず、小学校区やブロック単位とするなど各市町の実情に応じた選出が可能となり、平成29年3月現在、県下で84名を委嘱している。さらに、市町により各区・町内・自治会に置かれている「青少年育成推進員」との連携を図るなど、地域社会が一体となって青少年に関する諸問題に取り組む体制を強化した。任期は2年間。

#### (2) 青少年育成推進員

青少年育成推進員は、地域に根ざした青少年育成活動の促進と、青少年育成にかかる県および市町村民運動の地域への浸透を図るため、昭和58年より福井県青少年総合対策本部長、市町村長、青少年育成市町村民会議会長の委嘱による制度として開始されたが、平成16年度より、「地域の子どもは、地域が守り育てる」ことの実効性をより高めるため、市町長、青少年育成市町民会議会長の委嘱による制度へと移行した。

主な活動内容は、

- ① 地域住民への青少年健全育成に関する意識の啓発
- ② 青少年育成県・市町民運動の地域における推進
- ③ 青少年健全育成に関する情報の収集・提供、関係機関との連絡

である。

原則、各区・町内・自治会に1名ずつ委嘱しており、平成28年4月現在、3,095名を委嘱している。任期は2年間となっており、各青少年育成市町民会議が主催する研修会に参加して資質の向上を図っている。

## 2 社会教育指導者

【生涯学習・文化財課】

昨今の我が国における急激な社会構造の変化は、地域住民の連帯意識の希薄化や社会的連帯感を失わせるに至っている。こうした中で、次代を担う青少年の健全育成を進めるためには、適切な指導者の養成が急務である。そのため、県では、新しい時代の創造を目指して、国際的視野を備え、知・徳・体の調和のとれた人格の形成を図りながら、青少年問題について効果的な施策を進めるための指導者層の拡大と個々の資質を高めるよう積極的に取り組んでいる。

### (1) キャンプカウンセラー研修

奥越高原青少年自然の家と芦原青年の家では、キャンプカウンセラー研修を実施し、年間を通じた施設主催事業での活動支援カウンセラーの育成を実施している。

この研修では、健全な青少年の育成と望ましい野外活動の普及発展を図るための学習や体験活動を行っている。大学生や社会人の積極的な参加を得て、野外活動の理論と実践を学ぶ機会をつくり、キャンプカウンセラーとしての資質の向上を図っている。

### (2) ボランティア研修

県立鯖江青年の家、県立三方青年の家では、高校生・大学生・社会人等を対象にボランティアの育成を図るための講座を開講し、基本的知識や技能を習得させ、生涯にわたるボランティア精神の涵養に役立つ研修を実施している。

## 3 体育指導者

【スポーツ保健課】

### (1) 学校体育指導者の資質向上

心身ともに調和のとれた児童・生徒の育成を図るためには、指導者の資質の向上が必要である。そのために、各運動領域の実技講習会・武道指導者養成講習会等を開催し、技能の向上に努めている。また、低学年の体育の授業に幼児体育指導の専門家を補助指導者として派遣し、体育担当教員が、「やる気を引き出し声かけの仕方」や「運動の補助の仕方」を学ぶ機会としている。その他、体育主任研修会や研究実践をもとにした研究協議会も実施して、指導力の向上を図っている。

### (2) 社会体育指導者

#### ア スポーツ推進委員

各市町教育委員会が委嘱し、教育委員会の非常勤職員としてスポーツの振興に活躍しているスポーツ推進委員は、スポーツ基本法によって規定され、各市町におけるスポーツ振興の中心的な役割を担っている。昭和32年度に「体育指導委員」として設置されて以降、年々増加してきている。平成23年8月24日に名称が「スポーツ推進委員」に変更となり、平成28年度は、17市町で531名が配置されている。活動内容は、スポーツに関する各種教室での指導や各種大会等の企画・運営等であり、幅広く活躍している。また、最近では、総合型地域スポーツクラブの創設の中心的な役割を果たす等、地域住民のニーズを踏まえたスポーツ振興の推進役として総合型地域スポーツクラブの育成、運営の支援が求められてきており、それぞれの力量を高めるため、各種研修にも積極的に取り組んでいる。

#### イ スポーツ少年団指導者

青少年のスポーツ活動に携わっている県内のスポーツ少年団には、2,684名の指導者がおり、スポーツを通して青少年の健全育成を行っている。

県スポーツ少年団本部では、指導者の養成と確保を図るため各種講習会を開催し、青少

年に適した指導法等の研修を実施している。

#### ウ 公認スポーツ指導者

(公財)日本体育協会では、加盟団体および協力団体と連携して資質の高いスポーツ指導者を養成し、認定している。平成28年10月現在、県内では、競技別指導者として指導員1,423名、上級指導員87名、コーチ206名、上級コーチ45名、教師46名、上級教師5名、またジュニアスポーツ指導員43名、スポーツプログラマー15名、フィットネストレーナー1名、アスレティックトレーナー33名、スポーツドクター57名、スポーツデンティスト3名、スポーツ栄養士3名、クラブマネージャー4名、アシスタントマネージャー82名の2,053名の有資格者がおり、スポーツの普及と競技力の向上に貢献している。県体育協会では、各競技団体と連携を密にして、指導員やアシスタントマネージャー養成講習会を実施するとともに、有資格者の資質向上と指導体制を確立するための研修会を実施している。

#### エ レクリエーション指導者

平成28年11月現在の公認指導者は、コーディネーター47名、インストラクター576名、余暇開発士3名、福祉レクワーカー137名が登録されており、学校・職場・地域等の要請に応じて派遣指導を行い、余暇の活用と人づくり・生きがいを目的にレクリエーションの普及に努めている。

県レクリエーション協会では、指導者の養成と資質の向上を図るため、各種の講習会・研修会を実施している。

## 4 少年警察ボランティア

【県警少年女性安全課】

非行少年の早期発見、補導および要保護少年に対する保護活動や有害環境の浄化等非行防止に直結する諸活動、非行少年・被害少年の立ち直り支援活動などは、ひとり警察活動のみによるものではなく、広く地域社会の問題として取り上げ、それぞれの地域に応じた具体的な施策を推進する必要がある。警察では、こうした地域活動の効果的運用と総合体制の強化を図るため、少年の健全育成に熱意と理解ある民間有志を少年警察ボランティアとして委嘱等している。

### (1) 少年警察ボランティアの名称・人員等

- ・ 少年指導委員 50人 県下7地区(県公安委員会委嘱) 任期 2年
- ・ 少年警察協助力員 360人 県下14地区(県警本部長囑託) 〃 2年
- ・ 少年警察大学生ボランティア 平成28年末現在 23人登録 任期 なし(在学期間)

※ 少年指導委員、特別少年警察協助力員は、少年警察協助力員を併嘱

### (2) 各少年警察ボランティアの活動内容

#### ア 少年指導委員

盛り場において、非行少年等の補導、風俗営業者等に対する指導、協力要請、有害環境浄化のための協力援助等の活動。(平成18年5月から風俗営業店等に対する立入り権限が付与)。

#### イ 少年警察協助力員

各地域において、非行少年等の早期発見、有害環境の浄化等、少年の非行防止と健全育成活動。

#### ウ 少年警察大学生ボランティア

非行少年、被害少年、その他少年の性格又は環境に照らして地域社会の支援が必要と認

められる少年の立ち直りを図るための支援活動、健全育成活動、広報啓発活動等。